

○気象庁告示第五号

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十七号）及び気象業務法施行令及び計量法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百九十九号）の施行に伴い、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和五年十一月三十日

気象庁長官 大林 正典

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（気象庁予報警報規程の一部改正）

第一条 気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(予報等の切替え)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 次に掲げる注意報、警報及び特別警報（以下「気象注意報等」という。）は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報又は特別警報が行なわれたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>土砂崩れ注意報 土砂崩れ警報 土砂崩れ特別警報</p> <p>(略)</p> <p>洪水注意報 洪水警報 浸水注意報 浸水警報</p> <p>3 〽 11 (略)</p> <p>(気象注意報等の担当気象官署等)</p> <p>第十二条 気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署（別表第四に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時に行う。この場合において、土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(予報等の切替え)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 次に掲げる注意報、警報及び特別警報（以下「気象注意報等」という。）は、その種類にかかわらず、これらの新たな注意報、警報又は特別警報が行なわれたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>地面現象注意報 地面現象警報 地面現象特別警報</p> <p>(略)</p> <p>浸水注意報 浸水警報 洪水注意報 洪水警報</p> <p>3 〽 11 (略)</p> <p>(気象注意報等の担当気象官署等)</p> <p>第十二条 気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署（別表第四に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時に行う。この場合において、地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行う。</p> <p>2 (略)</p>

(気象業務法第九条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示の一部改正)

第二条 気象業務法第九条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示（平成十四年気象庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
気象業務法第九條第一項の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示	気象業務法第九條の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示

(気象業務法第九条の登録を受けた者の名称等の告示の一部改正)

第二条 気象業務法第九条の登録を受けた者の名称等の告示（平成十六年気象庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>気象業務法第九条第一項の登録を受けた者の名称等の告示</p> <p>気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第九条第一項の登録を受けた者の名称等は、次のとおりとする。</p> <p>（表 略）</p>	<p>気象業務法第九条の登録を受けた者の名称等の告示</p> <p>気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第九条の登録を受けた者の名称等は、次のとおりとする。</p> <p>（表 略）</p>

(特別警報の基準の一部改正)

第四条 特別警報の基準（平成二十五年気象庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

この基準は、気象業務法第十三条の二第一項の規定による特別警報を行う際の基準について、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する特別警報の種類（気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、土砂崩れ特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報）ごとに定めるものであり、次表のとおりとする。

なお、気象特別警報については、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十一条第三項に規定する暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の四種に区分して基準を定める。

特別警報の種類	特別警報の基準
(略)	(略)
土砂崩れ特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
(略)	(略)

注

一 気象特別警報、土砂崩れ特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

二 (略)

改正前

この基準は、気象業務法第十三条の二第一項の規定による特別警報を行う際の基準について、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条に規定する特別警報の種類（気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報）ごとに定めるものであり、次表のとおりとする。

なお、気象特別警報については、気象庁予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）第十一条第三項に規定する暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の四種に区分して基準を定める。

特別警報の種類	特別警報の基準
(略)	(略)
地面現象特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
(略)	(略)

注

一 気象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報の実施に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

二 (略)

附 則

この告示は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十一月三十日）から施行する。